

琵琶湖河川事務所が所管する河川における 河川敷利用の基本理念と基本方針

河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの社会的要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。この結果、河川敷の一部が地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている。自治体や住民からは、身近な自然空間である河川敷を公園として利用したいとの強い要望がある。これらの河川敷は、地域防災計画の広域避難場所として位置付けられている箇所もある。

一方、これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。河川は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な環境となっており、多様な生物と共存しながら、誰もが自由に楽しめ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用が望まれる。そのため、以下のように河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本理念を定めている。

なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。

1. 河川敷利用の基本理念

川は、生物が生息・生育するための貴重な自然環境を有する場であり、人々に利用され地域固有の風土・文化を形成してきた場でもある。そうした川を将来にわたって保全していくためには、住民や自治体が、地域の特性や実情に応じた手法で、川を守るという人と川とのつながりを構築していくことが求められる。

そのために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、地域の住民や自治体からのニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。また、環境学習を推進する場としての利用を推進する。以上を河川敷利用の基本理念とする。

2. 河川敷利用の基本方針

琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用は、基本理念を踏まえた、以下の基本方針を満たすものとする。

- (1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。
- (2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。
- (3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。
- (4) 地域の防災意識向上に配慮したものとする。
- (5) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。
- (6) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

上記の基本理念及び基本方針を踏まえた望ましい利用形態の例としては、以下のものが考えられる。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進するための利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 防災機能の役割を有する利用
- (5) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (6) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用

以 上